

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

放射性物質等（放射性物質又は放射性物質によって汚染されたものをいう。以下同じ。）の海上運送については、国際海事機関（以下「IMO」という。）は、国際原子力機関が定める放射性物質輸送に固有の安全要件である「放射性物質安全輸送規則」の内容を基礎として、危険物の海上輸送ルールである国際海上危険物規程（以下「IMDG コード」という。）の中に、国際的な安全基準を策定している。我が国では、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）に基づき、IMDG コードの内容を危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号。以下「規則」という。）に取り入れることで、放射性物質等の海上運送について規制を課しているところ。

今般、令和 8 年 5 月に IMO において採択された IMDG コード（第 43 次改正）が、令和 9 年 1 月 1 日に発効することに伴い、我が国において当該改正内容を担保する等の必要性から、規則について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）改正 IMDG コードの担保

（a）「大型コンテナ」の定義の見直し

- ① 「大型コンテナ」の定義に関しては、従来は「非開放型のものであり、かつ、容積が三、〇〇〇リットルを超えるコンテナ」とされているところ、その対象に開放型のコンテナを含めることとする。（規則第 71 条第 1 項関係）
- ② 開放型のコンテナは放射線防護及び安全確保の観点から容器としての機能を確保できないため、容器として使用される「大型コンテナ」に求められる要件は、非開放型のコンテナに限り適用することとする。（規則第 92 条第 4 項、第 93 条、第 95 条第 3 項及び第 4 項並びに第 100 条第 9 項及び第 10 項関係）

- （b）放射性輸送物（放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）又は低比放射性物質等（低比放射性物質（放射能濃度が低い放射性物質等であって、危険性が少ないものとして告示で定めるものをいう。）又は表面汚染物（放射性物質以外の固体であって、表面が放射性物質によって汚染されたもののうち、告示で定めるものをいう。）をいう。以下同じ。）を開放型の大型コンテナに収納して運送する場合における既存規定の適用（規則第 92 条第 4 項及び第 6 項、第 95 条第 3 項及び第 4 項並びに第

100 条第 6 項、第 8 項、第 9 項及び第 10 項関係)

① 放射性輸送物又は低比放射性物質等を収納した開放型の大型コンテナであっても、非開放型のコンテナと同様に、当該大型コンテナの四側面に告示で定める標識を付さなければならないこととする。(規則第 92 条第 4 項及び第 100 条第 6 項関係)

② 同一品名の放射性物質等のみが収納された放射性輸送物を収納する同一の開放型の大型コンテナであっても、非開放型のコンテナと同様に、当該大型コンテナを専用積載として運送する場合は、告示で定める基準により当該放射性物質等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならないこととする。(規則第 92 条第 6 項関係)

③ 放射性輸送物を収納した開放型の大型コンテナを積載する場合であっても、以下の内容について、非開放型の大型コンテナを積載する場合と同様とする。

イ 一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合の輸送指数^{※1}又は臨界安全指数^{※2}の合計の上限(規則第 95 条第 3 項関係)

ロ 船舶に積載する場合の輸送指数又は臨界安全指数の合計の上限(規則第 95 条第 4 項関係)

※1 「その荷物の近くでどれだけ放射線が出ているか」を表す数値

※2 「その荷物が集まり過ぎると臨界になる危険性がどれくらいあるか」を表す数値

④ 同一品名の低比放射性物資等のみが収納された同一の開放型の大型コンテナであっても、当該大型コンテナを専用積載として運送する場合は、非開放型のコンテナと同様に、告示で定める基準により当該低比放射性物質等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならないこととする。(規則第 100 条第 8 項関係)

⑤ 低比放射性物質等を収納した開放型の大型コンテナを積載する場合であっても、以下の内容について、非開放型の大型コンテナを積載する場合と同様とする。

イ 一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合の輸送指数の上限(規則第 100 条第 9 項関係)

ロ 船舶に積載する場合の輸送指数の上限(規則第 100 条第 10 項関係)

(c) 低比放射性物質等を収納した開放型のコンテナの標札(規則第 100 条第 5 項関係)

低比放射性物質等を収納した開放型のコンテナであっても、非開放型のコンテナの場合と同様に、告示で定める標札を付さなければならないこととする。

(2) その他所要の改正

(a) 経由機関の見直し(規則第 5 条の 3 の 2 関係)

規則第 87 条第 1 項の規定に基づく確認（国土交通大臣が行うものに限る。）の申請及び規則第 99 条第 1 項の規定に基づく運送計画書の提出について、地方運輸局長を経由せず、直接国土交通大臣に対して申請又は提出できることとする。

（b）放射性物質等運送に関する見張人配置の見直し（規則第 97 条第 1 項関係）

告示で定めた放射性物質等の運送について、盗取等による災害防止のため見張人の配置を不要とする規定を削除する。

（3）経過措置

- ① この省令の施行の際現に船舶により運送されている放射性輸送物又は低比放射性物質等が収納されている開放型のコンテナの運送については、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。（附則第 2 項関係）
- ② この省令の施行前にした行為及び①によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。（附則第 3 項関係）

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 11 月下旬

施 行：令和 9 年 1 月 1 日（金）